

第7期板倉町障害福祉計画・
第3期板倉町障害児福祉計画

(令和6年度～令和8年度)

令和6年3月

板倉町

目次

第1章 計画の概要	1
(1) 計画策定の趣旨	
(2) 計画の位置付け	
(3) 計画の期間	
第2章 計画の基本的な方向性	3
(1) 地域における生活の維持及び継続の推進	
(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	
(3) 福祉施設から一般就労への移行等	
(4) 地域共生社会の推進	
(5) 発達障害者等支援の充実	
(6) 障害児支援の体制の強化	
第3章 障害者の状況	4
(1) 障害者手帳所持者数の推移	
(2) 障害支援区分認定の現状	
第4章 本計画の成果目標	6
(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行	
(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	
(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実	
(4) 福祉施設から一般就労への移行等	
(5) 障害児支援の提供体制の整備等	
(6) 相談支援体制の充実・強化等	
(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	
第5章 障害福祉サービスの見込み量	15
(1) 訪問系サービス	
(2) 日中活動系サービス	
(3) 居住系サービス	
(4) 相談支援サービス	

第6章 障害児支援サービスの見込み量	25
(1) 児童発達支援	
(2) 放課後等デイサービス	
(3) 保育所等訪問支援	
(4) 医療型児童発達支援	
(5) 居宅訪問型児童発達支援	
(6) 福祉型・医療型児童入所支援	
(7) 障害児相談支援	
(8) 医療的ケア児に対するコーディネーターの配置	
(9) 子ども・子育ての支援等の推進	
第7章 地域生活支援事業の見込み量	30
(1) 事業の内容	
(2) 地域生活支援事業の実績と見込み量	
第8章 計画の推進に向けて	35

第1章 計画の概要

(1) 計画策定の趣旨

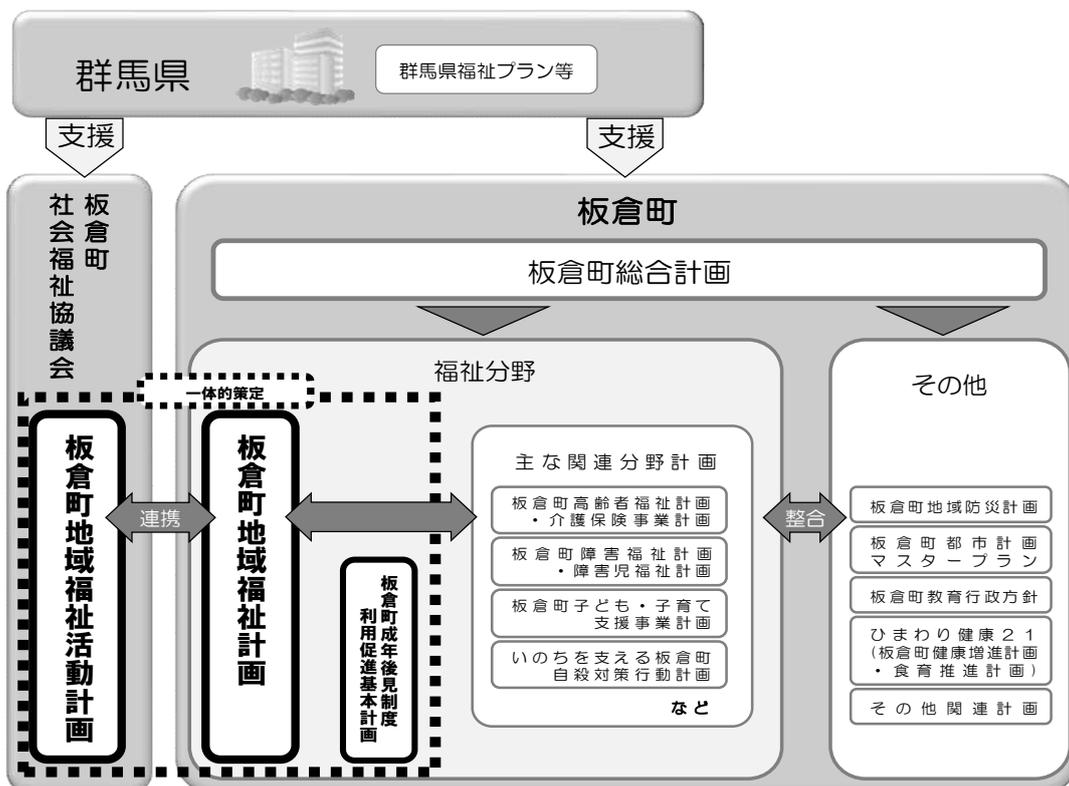
町では、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下、「障害者総合支援法」という。)に基づき、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標、必要なサービス量の見込み及びその確保方策について障害福祉計画を策定し、障害福祉サービス等の円滑な提供等、障害福祉施策の推進を図ってきました。このたび、令和3年度から令和5年度までを期間とする「第6期障害福祉計画」及び「第2期障害児福祉計画」の期間が満了することから、障害福祉サービス等の目標値や見込み量を設定した「第7期障害福祉計画」及び「第3期障害児福祉計画」を一体的に策定するものです。

(2) 計画の位置付け

「第7期板倉町障害福祉計画」は、障害者総合支援法第88条第1項に基づく「市町村障害福祉計画」として位置づけます。

「第3期板倉町障害児福祉計画」は、児童福祉法33条の20第1項に基づく「市町村障害児福祉計画」として位置づけます。

なお、本計画は「板倉町総合計画」(令和2年度～令和9年度)、その他本町の諸計画及び群馬県障害福祉計画との整合性を図りながら策定するものです。



(3)計画の期間

本計画の期間は、令和 6 年度から令和 8 年度までの 3 年間とします。

ただし、具体的な施策の実施にあたっては、社会情勢や財政状況及び関連制度・法令の改正等の変化に柔軟に対応するため、必要に応じて見直しを行います。

平成 30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
第5期 障害福祉計画			第6期 障害福祉計画			第7期 障害福祉計画		
第1期 障害児福祉計画			第2期 障害児福祉計画			第3期 障害児福祉計画		

第2章 計画の基本的な方向性

(1) 地域における生活の維持及び継続の推進

地域生活支援拠点等の構築及び機能の充実を図ります。
地域における障害者の生活を支えるサービスを充実させていきます。

(2) 精神障害にも対応した地域生活ケアシステムの構築

長期入院患者の減少等、地域移行施策等を計画的に進めていきます。

(3) 福祉施設から一般就労への移行等

就労移行支援事業、就労継続支援事業の利用者増を目指しつつ、就労定着支援事業を推進していきます。

(4) 地域共生社会の推進

全ての人々が地域、暮らし、生きがいとともに創り高め合う地域共生社会を実現するため、ともに支え合う関係性の構築を目指していきます。

(5) 発達障害者等支援の充実

発達障害者及び発達障害児の早期発見に加えて、家族を含めた支援体制の充実を図っていきます。

(6) 障害児支援の体制の強化

児童発達支援センターや支援体制の強化を図っていきます。

第3章 障害者の状況

(1)障害者手帳所持者数の推移

障害者手帳保持者数(各年度末現在 ※令和5年度は、令和6年1月末現在) (単位:人)

区分		平成 30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度※
身体障害者手帳		478	472	462	441	441	427
	1級	181	175	174	161	162	164
	2級	70	70	62	65	62	63
	3級	71	73	72	68	67	62
	4級	119	118	117	112	116	108
	5級	24	23	24	22	21	17
	6級	13	13	13	13	13	13
療育手帳		122	125	126	130	133	133
	A(重度)	41	42	42	42	43	46
	B(中軽度)	81	83	84	88	90	87
精神障害者 保健福祉手帳		94	103	111	114	120	111
	1級	43	43	44	40	37	33
	2級	37	39	42	38	42	36
	3級	14	21	25	36	41	42
合計		694	705	699	685	694	671

(2)障害支援区分認定の現状

障害支援区分の決定者数(各年度末現在 ※令和5年度は令和6年1月末現在) (単位:人)

区分		平成 30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度※
身体障害		3	6	7	5	7	12
	区分1	0	0	0	0	0	1
	区分2	0	0	0	0	0	0
	区分3	0	2	1	1	1	3
	区分4	2	1	0	3	2	1
	区分5	1	1	1	1	1	2
	区分6	0	2	5	0	3	5
知的障害		13	18	21	20	26	12
	区分1	1	0	0	1	0	0
	区分2	2	5	1	5	4	2
	区分3	2	3	3	4	3	3
	区分4	1	1	2	2	3	1
	区分5	1	0	2	1	1	2
	区分6	6	9	13	7	15	4
精神障害		4	7	18	8	8	7
	区分1	0	0	0	0	0	0
	区分2	0	3	1	3	4	4
	区分3	2	3	1	2	3	2
	区分4	1	1	3	2	1	0
	区分5	1	0	0	1	0	1
	区分6	0	0	13	0	0	0

第4章 本計画の成果目標

(1)福祉施設の入所者の地域生活への移行

項目		数値	備考
【実績】 令和4年度末時点の 施設入所者数		18人	令和4年度末時点において、福祉施設に入所している障害があるかたの人数。
令和 8 年度 末	【目標①】 地域生活移行者数	4人	施設から、グループホームや一般住宅等に移行する者の数。 令和4年度末時点における施設入所者の6%以上が、令和8年度末までに地域生活に移行することを基本とする。
		22.2 %	
	令和8年度末における施設入所者数	17人	令和8年度末時点での施設入所者見込数。
	【目標②】 施設入所者数の削減	1人	令和8年度末時点での施設入所者の削減目標(見込)数。 令和8年度末の施設入所者数を、令和4年度末時点から5%以上削減することを基本とする。
	5.5 %		

(2)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

項目	数値			備考
	令和 6年度	7年度	8年度	
【活動指標①】 市町村ごとの保健、医療、 福祉関係者による協議の 場の開催回数	4回	4回	4回	市町村ごとの保健、医療、福祉関係者 による協議の場を通じて、重層的な連 携による支援体制を構築するために 必要となる協議の場の一年間の開催 回数の見込みを設定する。
【活動指標②】 市町村ごとの保健、医療、 福祉関係者による協議の 場への関係者の参加者数	14人	14人	14人	市町村ごとの保健、医療、福祉関係者 による協議の場を通じて、協議の場の 参加者数を設定する。
【活動指標③】 市町村ごとの保健、医療、 福祉関係者による協議の 場における目標設定及び 評価の実施回数	2回	2回	2回	市町村ごとの保健、医療及び福祉関 係者による協議の場を通じて、協議の 場における目標設定及び評価の実施 回数を見込みを設定する。
【活動指標④】 精神障害者の地域移行支 援の利用者数	0人	1人	1人	「地域移行支援」の利用者のうち精神 障害者数を設定する。
【活動指標⑤】 精神障害者の地域定着支 援の利用者数	0人	0人	0人	「地域定着支援」の利用者のうち精神 障害者数を設定する。
【活動指標⑥】 精神障害者の共同生活援 助の利用者数	10人	11人	12人	「共同生活援助」の利用者のうち精神 障害者数を設定する。
【活動指標⑦】 精神障害者の自立生活援 助の利用者数	0人	0人	0人	「自立生活援助」の利用者のうち精神 障害者数を設定する。
【活動指標⑧】 精神障害者の自立訓練(生 活訓練)の利用者数	0人	0人	0人	「自立訓練の(生活訓練)」の利用者数 のうち精神障害者数を設定する。

(3)地域生活支援拠点等が有する機能の充実

項目	数値			備考
	令和 6年度	7年度	8年度	
【目標】 地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討	令和8年度末までの間、1つ以上確保しつつ、その機能充実のため、年1回以上、運用状況を検証及び検討することを基本とする。			
【活動指標①】 設置箇所数	1箇所	1箇所	1箇所	地域生活支援拠点等の設置箇所数を設定する。
【活動指標②】 コーディネーターの配置人数	3人	3人	3人	コーディネーターの配置人数を設定する。
【活動指標③】 検証及び検討の実施回数について、年間の見込み数	6回	6回	6回	地域生活支援拠点等が有する機能の充実に向けた検証及び検討の実施回数。
【活動指標④】 強度行動障害を有する障害者の支援体制の充実	有	有	有	強度行動障害を有する障害者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本とする。

※地域生活支援拠点については本町単独ではなく、館林市と本町を含む邑楽郡 5 町で令和 4 年度から設置しました。

(4)福祉施設から一般就労への移行等

項目	数値	備考
【実績①】 令和3年度の一般就労への移行者数	1人	福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業所等(生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援)を通じて、令和3年度において一般就労した者の数。
【実績②】 令和3年度の就労移行支援事業の一般就労への移行者数	1人	令和3年度末における就労移行支援事業の一般就労への移行者数。
【実績③】 令和3年度の就労継続支援A型事業の一般就労への移行者数	0人	令和3年度末における就労継続支援A型事業の一般就労への移行者数。
【実績④】 令和3年度の就労継続支援B型事業の一般就労への移行者数	0人	令和3年度末における就労継続支援B型事業の一般就労への移行者数。
【実績⑤】 令和3年度の就労定着支援事業の利用者数	0人	令和3年度における就労定着支援事業の利用者数。
令和8年度末	【目標①】 令和8年度の一般就労移行者数	2人 福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、令和8年度に一般就労する者の数。 令和3年度実績の1.28倍以上とすることを基本とする。
	【目標①-2】 令和8年度の就労移行支援事業の一般就労移行者数	2人 福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業を通じて、令和8年度に一般就労する者の数。 令和3年度実績の1.29倍以上とすることを基本とする。
	【目標①-3】 令和8年度の就労継続支援A型事業の一般就労移行者数	2人 福祉施設の利用者のうち、就労継続支援A型事業を通じて、令和8年度に一般就労する者の数。 令和3年度実績の1.28倍以上とすることを基本とする。
	【目標①-4】 令和8年度の就労継続支援B型事業の一般就労移行者数	2人 福祉施設の利用者のうち、就労継続支援B型事業を通じて、令和8年度に一般就労する者の数。 令和3年度実績の1.28倍以上とすることを基本とする。

<p>【目標②】 令和8年度の就労移行支援事業所のうち一般就労に移行した者の割合が5割以上の事業所の割合</p>	<p>5割</p>	<p>就労移行支援事業所のうち、令和8年度に就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労に移行した者の割合が5割以上の事業所の割合。 5割以上とすることを基本とする。</p>
<p>【目標③】 就労定着支援事業の利用者数</p>	<p>2人</p>	<p>就労定着支援事業の令和8年度の利用者の数。 令和3年度実績の1.41倍以上とすることを基本とする。</p>
<p>【目標④】 就労定着支援事業の就労定着率</p>	<p>3割</p>	<p>就労定着支援事業の令和8年度の利用終了後の一定期間における就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合を2割5分以上とすることを基本とする。</p>

(5)障害児支援の提供体制の整備等

【目標】

項目		数値	備考
【目標①】 児童発達支援センターの 設置		1箇所	令和8年度末までに少なくとも一箇所以上設置することを基本とする。 センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指す。
設置 の 形態	うち 市町村単独	0箇所	町単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。
	うち 圏域で整備	1箇所	
【目標②】 保育所等訪問支援事業の 実施		1箇所	令和8年度末までに、保育所等訪問支援事業が利用できる体制を構築することを基本とする。
設置 の 形態	うち 市町村単独	0箇所	町内で実施することが望ましいが、状況によっては当該市町村外での実施でも可能とする。
	うち 圏域で整備	1箇所	
【目標③】 障害児の地域社会への参 加・包容を推進するための 体制の構築		有	令和8年度末までに、地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制を構築することを基本とする。
【目標④-1】 主に重症心身障害児を支 援する児童発達支援事業 所の確保		1箇所	令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所を少なくとも一箇所以上確保することを基本とする。
設置 の 形態	うち 市町村単独	0箇所	町単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない。
	うち 圏域で整備	1箇所	
【目標④-2】 主に重症心身障害児を支 援する放課後等デイサー ビス事業所の確保		1箇所	令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所を少なくとも一箇所以上確保することを基本とする。
設置 の 形態	うち 市町村単独	0箇所	町単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない。
	うち 圏域で整備	1箇所	

【目標⑤-1】 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	1箇所	令和8年度末までに、保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを基本とする。
設置の形態	うち 市町村単独	0箇所
	うち 圏域で整備	1箇所
【目標⑤-2】 医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	1箇所	令和8年度末までに⑤-1の協議の場を設けるとともに医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

【指標】

項目	数値			備考
	令和6年度	7年度	8年度	
【活動指標①】 ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	1人	1人	1人	現状のペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施状況及び本町における発達障害者等の数を勘案し、受講者数の見込みを設定する。
【活動指標②】 ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数	1人	1人	1人	現状のペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施状況及び市町村等における発達障害者等の数を勘案し、プログラムの実施者数(支援者数)の見込みを設定する。
【活動指標③】 ペアレントメンターの人数	1人	1人	1人	現状のペアレントメンター養成研修等の実施状況及び本町における発達障害者等の数を勘案し、ペアレントメンターの人数の見込みを設定する。
【活動指標④】 ピアサポートの活動への参加人数	1人	1人	1人	現状のピアサポートの活動状況及び本町における発達障害者等の数を勘案し、人数の見込みを設定する。

(6)相談支援体制の充実・強化等

項目	数値			備考
	令和 6年度	7年度	8年度	
【目標】 総合的・専門的な相談支援の実施および地域の相談支援体制の強化を実施する体制の確保	令和8年度末までに各市町村または圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施および地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。 基幹相談支援センター等がその機能を担うことを検討する。			
【活動指標①】 総合的・専門的な相談支援	有	有	有	障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施の見込みを設定する。
【活動指標②】 地域の相談支援体制の強化①	6件	6件	6件	地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数の見込みを設定する。
【活動指標③】 地域の相談支援体制の強化②	6件	6件	6件	地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数の見込みを設定する。
【活動指標④】 地域の相談支援体制の強化③	6回	6回	6回	地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数を見込みを設定する。
【活動指標⑤】 地域の相談支援体制の強化④	6回	6回	6回	基幹相談支援センターによる個別事例の支援内容の検証の実施回数を見込みを設定する。
【活動指標⑥】 地域の相談支援体制の強化⑤	1人	1人	1人	基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数の見込みを設定する。
【活動指標⑦】 自立支援協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善を行う取組	有	有	有	自立支援協議会における相談支援事業所の参画による事例検討により、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善を行う取組を行う体制を確保することを基本とする。

(7)障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

項目	数値			備考
	令和 6年度	7年度	8年度	
【目標】 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築	・令和8年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。			
【活動指標①】 障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	2人	2人	2人	都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修及びその他の研修への市町村職員の参加人数の見込みを設定する。
【活動指標②】 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	有	有	有	障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数の見込みを設定する。
	1回	1回	1回	
【活動指標③】 指導監査結果の関係市町村との共有	有	有	有	都道府県等が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害福祉通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施と、その結果を関係自治体と共有する体制の有無及びその共有回数の見込みを設定する。
	1回	1回	1回	

第5章 障害福祉サービスの見込み量

(1) 訪問系サービス

①居宅介護(ホームヘルプ)

自宅において、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、通院時における介助など生活全般にわたる支援を行います。

②重度訪問介護

重度の肢体不自由者等で常に介護を必要とするかたに、自宅において、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、外出時における移動中の介護等を総合的に行います。

③同行援護

視覚障害により移動に著しい困難を有する障害のあるかたに、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護やその他の外出する際に必要な支援を行います。

④行動援護

知的障害または精神障害により行動上著しい困難を有し、常に介護を要するかたに、行動する際に生じ得る危険を回避するための必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護、その他行動する際に必要な支援を行います。

⑤重度障害者等包括支援

常に介護を要し、意思疎通を図ることに著しい支障がある重度の障害があるかたに、必要な障害福祉サービスを包括的に提供します。

訪問系サービスの実績と見込み

	単位	第6期 実績 (上段が見込み、下段が実績)			第7期見込み量		
		令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
利用者数	人/月	15	15	16	14	17	17
		13	11	14			
利用量	時間/月	315	315	315	250	289	289
		557	227	270			

第6期においては、利用人数は増加傾向にありましたが、利用量は減少傾向にありました。第7期については利用者数について増加を見込み、適切な利用を支援します。

(2) 日中活動系サービス

①生活介護

地域や入所施設において安定した生活を営むため、常に介護等の支援が必要なかたに対して、主に日中において、入浴・排せつ・食事等の介護や、創作的な活動・生産活動などの機会を提供します。

生活介護の実績と見込み

	単位	第6期 実績 (上段が見込み、下段が実績)			第7期見込み量		
		令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
利用者数	人/月	33	34	35	36	36	36
		33	33	35			
利用量	人日/月	675	700	720	749	749	749
		681	690	657			

第6期においては、利用者数は増加傾向にありました。第7期については、増加を見込み、地域移行を支援していくにあたり、適切な利用を支援します。

②自立訓練(機能訓練)

地域生活を営む上で、一定の支援が必要な身体障害者に対して、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション、また、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。

自立訓練(機能訓練)の実績と見込み

	単位	第6期 実績 (上段が見込み、下段が実績)			第7期見込み量		
		令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
利用者数	人/月	1	1	1	1	1	0
		0	0	1			
利用量	人日/月	12	12	12	23	23	0
		0	0	20			

第 6 期においては、期間中の利用者が 1 名でした。第 7 期においては、必要なかたに利用いただけるよう、関係機関との連携を強化し、対象者の掘り起こしと適切な利用を支援します。

③自立訓練(生活訓練)

地域生活を営む上で、一定の支援が必要な知的障害者・精神障害者に対して、食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援を行います。

自立訓練(生活訓練)の実績と見込み

	単位	第6期 実績 (上段が見込み、下段が実績)			第7期見込み量		
		令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
利用者数	人/月	1	1	1	1	1	1
		1	0	0			
利用量	人日/月	8	8	8	8	8	8
		3	0	0			

第 6 期においては、期間中の利用者が 1 名でした。第 7 期においては、必要なかたに利用いただけるよう、関係機関との連携を強化し、対象者の掘り起こしと適切な利用を支援します。

④就労選択支援(令和 7 年 10 月より開始予定)【新規】

障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択の支援を行います。

就労選択支援の見込み

	単位	第7期見込み量		
		令和6年度	7年度	8年度
利用者数	人/月	-	6	7
利用量	人日/月	-	60	70

⑤就労移行支援

一般就労等を希望しているかたに対して、生産活動、職場体験、その他の活動の機会を提供し、就労に必要な知識及び技術の習得を支援します。また、求職活動に関する支援や就職後の職場への定着のための支援も行います。

就労移行支援の実績と見込み

	単位	第6期 実績 (上段が見込み、下段が実績)			第7期見込み量		
		令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
利用者数	人/月	5	6	7	4	4	5
		1	1	2			
利用量	人日/月	60	72	84	65	65	82
		4	23	41			

第6期においては、利用者数は見込みを下回りましたが、増加傾向にあります。第7期においては、一般就労に向けた対象者の支援及び事業者との連携強化を図り、利用者の増加を目指します。

⑥就労継続支援 A 型(雇用型)

一般企業での就労が困難なかたに対して、雇用契約に基づく就労機会の提供や、就労に必要な知識及び能力向上のための訓練など、必要な支援を行います。

就労継続支援 A 型(雇用型)の実績と見込み

	単位	第6期 実績 (上段が見込み、下段が実績)			第7期見込み量		
		令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
利用者数	人/月	1	2	2	8	10	12
		4	6	6			
利用量	人日/月	23	46	46	178	223	268
		90	132	117			

第6期においては、近隣に新たな事業所が開所した影響等もあり、利用者数は増加傾向にあります。第7期においては、利用実績を基にさらなる増加を見込みます。

⑦就労継続支援 B 型(非雇用型)

一般企業等の雇用に結びつかないかたや、一定の年齢に達しているかたなどに対して、雇用契約に基づかない就労機会の提供や、就労に必要な知識及び能力向上のための訓練など、必要な支援を行います。

就労継続支援 B 型(非雇用型)の実績と見込み

	単位	第6期 実績 (上段が見込み、下段が実績)			第7期見込み量		
		令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	R8年度
利用者数	人/月	17	16	15	27	29	31
		21	25	25			
利用量	人日/月	340	320	300	535	574	614
		421	448	471			

第6期においては、近隣に新たな事業所が開所した影響等もあり、利用者数は増加傾向にあります。第7期においては、利用実績を基にさらなる増加を見込みます。

⑧就労定着支援

一般就労へ移行したあとの、就労に関する不安や生活面の課題等を解消し、安定した就労を維持するために、企業や自宅への訪問や、必要な連絡調整及び指導・助言等を行います。

就労定着支援の見込み

	単位	第6期 実績 (上段が見込み、下段が実績)			第7期見込み量		
		令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
利用者数	人/月	1	1	1	1	2	2
		0	1	1			

第6期においては、期間中の利用者が1名でした。第7期においては、必要なかたに利用いただけるよう、関係機関との連携を強化し、対象者の掘り起こしと適切な利用を支援します。

⑨療養介護

病院等への長期の入院による医療的ケアと常時の介護を必要とする人に対して、病院等において食事や入浴等の介護を行うとともに、日常生活上の相談支援やレクリエーション活動等の社会参加活動支援、声かけ等のコミュニケーション支援など、身体能力や日常生活能力の維持・向上のための支援を行います。

療養介護の実績と見込み

	単位	第6期 実績 (上段が見込み、下段が実績)			第7期見込み量		
		令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
利用者数	人/月	1	1	1	1	1	1
		1	1	1			

第6期においては、期間中の利用者が1名でした。第7期においては、必要なかたに利用いただけるよう、関係機関との連携を強化し、対象者の掘り起こしと適切な利用を支援します。

⑩短期入所(ショートステイ)福祉型・医療型

自宅において介護を行うかたが、病気やその他の理由により介護できないとき、短期間施設に入所し、入浴、排せつ及びその他の必要な支援を行います。

短期入所(福祉型)の実績と見込み

	単位	第6期 実績 (上段が見込み、下段が実績)			第7期見込み量		
		令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
利用者数	人/月	3	4	5	1	1	1
		0	1	0			
利用量	人日/月	30	40	50	2	2	2
		0	2	0			

第6期の前半において、感染症対策として、受入の制限や利用を控える事例がありました。第7期においては、通常の利用を想定した支給量を見込みました。

短期入所(医療型)の実績と見込み

	単位	第6期 実績 (上段が見込み、下段が実績)			第7期見込み量		
		令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
利用者数	人/月	1	1	1	0	0	1
		0	0	0			
利用量	人日/月	3	3	3	0	0	2
		0	0	0			

第6期には実績がありませんでした。対象の掘り起こしと適切な利用の支援に努めます。

(3) 居住系サービス

①自立生活援助

障害者支援施設やグループホーム等を利用していたことがあり、一人暮らしを希望するかたに対して、定期的または必要に応じて利用者の自宅を訪問し、生活上の課題について確認や、必要な助言、関係機関との連絡調整を行います。

自立生活援助の見込み

	単位	第6期 実績 (上段が見込み、下段が実績)			第7期見込み量		
		令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
利用者数	人/月	1	1	1	1	1	1
		0	0	0			

第6期には実績がありませんでした。自立生活のため、対象の掘り起こしと適切な支援を行います。

②共同生活援助(グループホーム)

地域で共同生活を営むのに支障のないかたに、共同生活の住居において、主に夜間、相談、入浴、排せつ、食事の介護等、その他日常生活上の援助を行います。

共同生活援助の実績と見込み

	単位	第6期 (上段が見込み、下段が実績)			第7期見込み量		
		令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
利用者数	人/月	20	21	22	27	28	31
		24	25	26			

第6期においては、近隣に新たな事業所が開所した影響等もあり、利用者数は見込みを上回るほどの増加傾向にあります。第7期においては、利用実績を基にさらなる増加を見込みます。

③施設入所支援

施設に入所する障害者のかたに、主に夜間及び休日において、相談、入浴、排せつ、食事の介護等、生活上の相談及び助言、その他日常生活上の必要な支援を行います。

施設入所支援の実績と見込み

	単位	第6期 (上段が見込み、下段が実績)			第7期見込み量		
		令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
利用者数	人/月	19	18	20	22	20	17
		19	18	20			

第6期においては、利用実績は減少傾向にありました。第7期においては、入所希望(入所待機者)者の人数等も考慮するとともに、入所者の地域生活への移行を推進することから、一時的な入所者の増加の後、入所者の減少を見込みます。

④宿泊型自立訓練

知的障害や精神障害のあるかたに、一定期間居住の場を提供し、帰宅後における家事等の日常生活能力を向上させるための訓練やその他必要な支援を行います。

宿泊型自立訓練の実績と見込み

	単位	第6期 (上段が見込み、下段が実績)			第7期見込み量		
		令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
利用者数	人/月	0	1	1	0	1	1
		1	0	0			

第6期においては、期間中の利用者が1名でした。第7期においては、必要なかたに利用いただけるよう、関係機関との連携を強化し、対象者の掘り起こしと適切な利用を支援します。

(4) 相談支援サービス

①計画相談支援

障害福祉サービスを利用するための、サービス等利用計画についての相談及び作成や、障害があるかたの自立した生活を支え、課題の解決や適切なサービスの利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援を行います。

計画相談支援の実績と見込み

	単位	第6期 (上段が見込み、下段が実績)			第7期見込み量		
		令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
利用者数	人/月	15	16	16	21	22	25
		10	20	18			

第6期の実績は見込みを大きく上回りました。第7期においても、必要な支援につながるように事業者との連携強化を図ります。

②地域移行支援

入所施設や精神科病院等からの退所・退院にあたって支援を要するかたに対して、関係機関と連携し、地域移行に向けた支援を行います。

地域移行支援の実績と見込み

	単位	第6期 (上段が見込み、下段が実績)			第7期見込み量		
		令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
利用者数	人/月	0	0	1	0	2	2
		0	0	0			

過去において実績がありませんでしたが、対象者の自立生活に向け、適切な利用を支援していきます。

③地域定着支援

入所施設や精神科病院等からの退所・退院したかた、家族との同居から一人暮らしに移行したかたなど、地域生活が不安定なかたに対して、地域での生活を継続していくために必要な支援を行います。

地域定着支援の実績と見込み

	単位	第6期 (上段が見込み、下段が実績)			第7期見込み量		
		令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
利用者数	人/月	0	0	0	0	0	1
		0	0	0			

過去において実績がありませんでしたが、対象者の自立生活に向け、適切な利用を支援していきます。

第6章 障害児支援サービスの見込み量

(1) 児童発達支援

療育の観点から、集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の児童に対して、通所による療育の場を提供し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与、集団生活への適応訓練及びその他必要な支援を行います。

児童発達支援の実績と見込み

	単位	第6期 実績 (上段が見込み、下段が実績)			第7期見込み量		
		令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
利用児童数	人/月	8	8	8	13	12	13
		6	9	11			
利用量	人日/月	60	60	60	105	97	105
		67	76	126			

第6期の実績では、利用児童数は見込みを上回り、増加傾向にあります。第7期においては児童数の増減も考慮しつつ、適切な利用のため、事業所の確保等に努めます。

(2) 放課後等デイサービス

就学している障害児に対して、放課後や夏休み期間中などに、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進、その他必要な支援を行います。

放課後等デイサービスの実績と見込み

	単位	第6期 実績 (上段が見込み、下段が実績)			第7期見込み量		
		令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
利用児童数	人/月	12	12	12	18	20	16
		14	14	15			
利用量	人日/月	130	130	130	268	298	238
		214	191	227			

第6期において、利用者数は、増加傾向にあります。事業所との連携強化を図り、第7期においても、必要サービス量を確保し適切な利用の支援に努めます。

(3) 保育所等訪問支援

保育所や学校等を利用中の障害がある児童に対して、関連施設で専門的な指導経験のある児童指導員や保育士が訪問を行い、集団生活に適応するための支援を行います。

保育所等訪問支援の実績と見込み

	単位	第6期 実績 (上段が見込み、下段が実績)			第7期見込み量		
		令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
利用児童数	人/月	1	1	1	1	1	1
		0	0	0			
利用量	人日/月	1	1	1	1	1	1
		0	0	0			

第6期には実績がありませんでした。対象児の掘り起こしと適切な利用を支援していきます。

(4) 医療型児童発達支援

肢体不自由があり、機能訓練または医療的支援が必要と認められた児童に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与、集団生活への適応訓練及び必要に応じて治療も行います。

医療型児童発達支援の実績と見込み

	単位	第6期 実績 (上段が見込み、下段が実績)			第7期見込み量		
		令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
利用児童数	人/月	0	0	0	0	0	0
		0	0	0			
利用量	人日/月	0	0	0	0	0	0
		0	0	0			

第6期には実績がありませんでした。対象児の掘り起こしと事業所の確保に努め、適切な利用を支援していきます。

(5)居宅訪問型児童発達支援

重症心身障害児などの重度の障害児等であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な重度の障害等の状態にある児童に対して、自宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。

居宅訪問型児童発達支援の見込み

	単位	第6期 実績 (上段が見込み、下段が実績)			第7期見込み量		
		令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
利用児童数	人/月	0	0	1	0	0	0
		0	0	0			
利用量	人日/月	0	0	8	0	0	0
		0	0	0			

第6期には実績がありませんでした。対象児の掘り起こしと事業所の確保に努め、適切な利用を支援していきます。

(6)福祉型・医療型児童入所支援

入所により、障害がある児童に日常生活の指導及び自活に必要な知識技能の付与等の支援を行います。また医療型では、福祉サービスに併せて医療も提供します。

福祉型・医療型児童入所支援の実績と見込み

	単位	第6期 実績 (上段が見込み、下段が実績)			第7期見込み量		
		令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
利用児童数	人/月	0	0	0	1	1	1
		1	1	0			
	単位	第6期 実績 (上段が見込、下段が実績)			第7期見込み量		
		令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
利用児童数	人/月	0	0	0	0	0	0
		0	0	0			

令和4年度まで福祉型に1名の利用がありました。第7期では、福祉型について、1名の利用を見込みます。

(7)障害児相談支援

障害児福祉サービスを利用するための、サービス等利用計画についての相談及び作成や、課題の解決や適切なサービスの利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援を行います。

障害児相談支援の実績と見込み

	単位	第6期 実績 (上段が見込み、下段が実績)			第7期見込み量		
		令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
利用児童数	人/月	5	5	5	10	10	10
		5	8	2			

第6期において、児童の相談支援については、増加傾向にあります。児童数から、一定数の利用を見込み、適切なサービス利用に結びつくよう、状況把握に努め、相談支援事業者との連携強化に努めます。

(8)医療的ケア児に対するコーディネーターの配置

医療的ケア児が必要とする他分野にまたがる支援の調整とともに、協議の場に参画し、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行う、コーディネーターを配置し、医療的ケア児に対する支援体制づくりを推進します。

コーディネーター配置の見込み

	単位	第6期 実績 (上段が見込み、下段が実績)			第7期見込み量		
		令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
コーディネーターの配置人数	人	0	0	0	1	1	1
		0	0	0			

必要な支援に結びつけられるよう、1名の配置を目指します。

(9)子ども・子育ての支援等の推進

対象児及び保護者の状況や子ども・子育て支援等のニーズの把握に努め、適切なサービス利用につながるよう、体制整備に努めます。また、「子ども・子育て支援事業計画」との整合性を図りつつ、関係機関との連携を強化し、早期発見・早期療育の推進に努めます。

第7章 地域生活支援事業

地域生活支援事業とは、障害のあるかたが地域で自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域の特性や本人の状況に応じて、市町村が柔軟な形態により事業を計画的に実施することで、障害のあるかたの福祉の増進を図ることを目的としています。

(1) 事業の内容

① 理解促進研修・啓発事業

障害のあるかたが日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」をなくすため、障害のあるかたの理解を深めるための研修や啓発事業を通じて、地域住民への働きかけを強化することにより共生社会の実現を図ります。

② 自発的活動支援事業

障害のあるかたが自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害のあるかた、その家族や地域住民等による自発的な取り組みを支援することにより、共生社会の実現を図ります。

③ 相談支援事業

ア 障害者相談支援事業

本町では相談支援事業者に事業を委託し、障害福祉に関する下記のような相談に対しての支援や必要な援助を行うため、関係機関と連携をとりながら、助言その他のサービスの利用支援等を行います。

- ・福祉サービスの利用援助(情報提供や相談等)
- ・社会資源を活用するための支援(支援施策に関する助言や指導など)
- ・社会生活の能力を高めるための支援
- ・権利擁護のために必要な援助
- ・専門機関の紹介など

また、相談支援事業をはじめとする地域のサービス基盤の整備に関し、中核的役割を果たす協議の場として館林市外五町地域自立支援協議会(館林市、板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町)を設置します。

協議会が実施主体となり、相談支援事業者、福祉サービス事業者、保健・医療、学校、企業、高齢者介護等の関係機関、障害当事者団体、権利擁護関係者、地域ケアに関する学識経験者等を構成員とします。地域自立支援協議会の主な機能は次のとおりです。

- ・中立公平性を確保する観点から、委託相談支援事業者の運営評価を実施
- ・困難事例への対応のありかたに関する協議、調整(当該事例の支援関係者等による個別ケア会議を必要に応じて随時開催)

- ・地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議
- ・地域の社会資源の開発、改善
- ・市町村相談支援機能強化事業及び都道府県相談支援体制整備事業の活用に関する協議
- ・権利擁護等の分野別のサブ協議会等の設置、運営等

イ 基幹相談支援センター等機能強化事業

本町における相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員(社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等)を配置することにより、専門的な相談支援等を要する困難ケースへの対応を可能とし、相談支援機能の強化を図ります。

ウ 住宅入居等支援事業(居住サポート事業)

賃貸契約による一般住宅(公営住宅及び民間の賃貸住宅)への入居を希望しているが、保証人がいないなどの理由により入居が困難な障害のある人に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障害のある人の地域生活を支援します。

④ 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用が有効と認められる知的障害のあるかたまたは精神障害のあるかたに対し、障害福祉サービスの利用契約の締結等が適切に行われるよう成年後見制度の利用を支援し、これらの障害のあるかたの権利擁護を図ります。

⑤ 意思疎通支援事業

聴覚、音声機能、言語機能、視覚等その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害のあるかたに、周りの者との意思疎通を図るために援助となるよう手話通訳者、要約筆記者等の派遣を行います。

⑥ 日常生活用具給付等事業

在宅の障害のあるかたの日常生活の便宜を図るため、下記のような自立生活支援用具等を給付または貸与します。

- | | |
|-------------|---------------------|
| ア 介護・訓練支援用具 | イ 自立生活支援用具 |
| ウ 在宅療養等支援用具 | エ 情報・意思疎通支援用具 |
| オ 排泄管理支援用具 | カ 居宅生活動作補助用具(住宅改修費) |

⑦ 手話奉仕員養成研修事業

手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した意思疎通支援を行う者(手話奉仕員等)の養成を行います。

⑧ 移動支援事業

屋外での移動が困難な障害のあるかたについて、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等への社会参加のための外出の支援を行い、地域における自立生活及び社会参加を促進します。

⑨ 地域活動支援センター

障害のあるかたが通所して創作的活動や生産活動を行う機会を提供し、社会との交流の促進等の便宜を供与する地域活動支援センターの機能を充実強化し、地域生活支援の促進を図ります。

また、障害のあるかたが安心して地域生活を営むことができる環境整備を図るため、地域活動支援センターの機能をより高めた、「多機能型施設」の整備を目指します。

⑩ 訪問入浴サービス事業

在宅での入浴が困難な身体障害者のかたの自宅を訪問し、看護師やヘルパーが入浴を支援するサービスです。横になった状態で入浴が可能のため、障害のあるかたでも安心して利用することができます。

⑪ 日中一時支援事業

日中、監護する者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要と認められる障害のあるかたの活動の場を確保し、障害のあるかたの家族の就労支援及び障害のあるかたを日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とします。

具体的には、日中、障害福祉サービス事業所、障害者支援施設等において障害のある人に活動の場を提供し、見守り、社会に適應するための日常的な訓練などを行います。

(2)第 6 期のサービス実績及び第 7 期の見込み

(令和3～4年度は、各年度末現在。令和5年度は、令和6年1月末現在。)

サービス名		単位	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
理解促進研修・啓発事業		実施の有無	無	無	無	無	有	有
自発的活動支援事業		実施の有無	無	無	無	無	有	有
成年後見制度利用支援事業		件数	1	1	1	1	2	2
相談支援事業	障害者相談支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
	基幹相談支援センター機能強化事業	設置の有無	無	無	無	無	有	有
	住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	無	無	有	有
意思疎通支援事業	手話通訳者派遣事業	件数	0	4	7	7	7	7
	要約筆記者派遣事業	件数	0	0	0	1	1	1
日常生活用具給付事業	介護・訓練支援用具	件数	1	2	2	2	2	2
	自立生活支援用具		0	0	0	1	1	1
	在宅療養等支援用具		0	0	0	1	1	1
	情報・意思疎通支援用具		0	1	1	1	1	1
	排泄管理支援用具		57	53	57	60	60	60
	居宅生活動作補助用具(住宅改修費)		0	0	0	1	1	1
手話奉仕員養成研修	履修者数	0	1	1	2	2	2	
移動支援事業	利用者数	4	5	5	5	5	5	
	延時間数	406	517	426	567	567	567	
地域活動支援センター	施設数	1	1	1	1	1	1	
	延べ利用者数	156	156	127	172	172	172	

訪問入浴サービス事業	利用者数	0	0	0	1	1	1
	利用回数	0	0	0	96	96	96
日中一時支援事業	利用者数	2	3	5	5	5	5
	利用回数	11	16	84	80	80	80

第 6 期の実績から、第 7 期の利用を見込みました。必要なかに適切なサービスが提供できるよう、状況把握に努めるとともに、サービスの必要量を確保しつつ質の向上を目指します。

第8章 計画の推進に向けて

本計画の点検評価を「PDCAサイクル」に基づいて実施します。「PDCAサイクル」とは、計画(Plan)を立て、それを実行(Do)し、進み具合を評価(Check)して、見直し・改善(Action)を行うという4段階を繰り返すことです。

障害福祉計画、障害児福祉計画の成果目標の達成状況、各施策の進捗状況の定期的な確認を行います。その結果を、最新の国の状況や動向も踏まえつつ分析を行い、利用者を含む様々な視点からの評価に努め、必要な見直しを行います。

